

特定事業所集中減算の算定について

参考

I 【判定期間における計算式】

$$\frac{\text{当該サービスに係る紹介率最高法人に位置付けた居宅サービス計画数}}{\text{判定期間中において当該サービスを位置づけた居宅サービス計画数}}$$

⇒ それぞれのサービスにつき、いずれかのサービスの値が80%を超える場合、いかなる理由であっても
柏原市への届け出の対象

※80%を超える、超えないにかかわらず「特定事業所集中減算チェックシート」は2年間の保存が必要（5年間の保存が望ましい）

II 【計算例（ある月に訪問介護を位置づけた計画数が22件の場合）】

	計画数	利用者	事業者名	法人名	法人カウント
	1	Aさん	あ	○法人	○法人 1件
	2	Bさん	あ い	○法人 ○法人	○法人 1件
	3	Cさん	う	▲法人	▲法人 1件
	途中省略				
(総計画数)	22 (分母)	22人			○法人18件（紹介率最高法人）…分子 ▲法人 4件

※計算上の留意事項

1. 特定事業所集中減算を算定する場合は、ひと月ごとの「居宅サービス計画を位置づけた件数」と「紹介率最高法人に位置付けた居宅サービス計画数」を計上し、判定期間における総計画数(分母)と紹介率最高法人への計画数(分子)を積み上げ、「判定期間における計算式」にて判定を行う。
2. 同一サービスにおいて、2か所以上の事業所を利用する居宅サービス計画を作成し、それらの事業所を同一法人が開設する場合は1件とカウントします。
3. 介護予防支援については計画数に含みません。
4. 計算結果、小数点以下の端数処理については四捨五入しません。
(例) 80.05…%→減算
79.97…%→減算しない
5. 80%を超えている場合の「正当な理由」(オ)のときで、例えば①地域包括支援センターから支援困難事例等として依頼を受けた居宅サービス計画が1件でもある場合は次のとおり計算します。
(例) 居宅サービス計画数:102件
訪問介護事業所への位置付け:82件(支援困難事例等として依頼を受けた居宅事例が3件あり)
 $79(=82-3) \div 99(=102-3) \times 100 = 79.79\% \rightarrow$ 減算しない。
※支援困難事例等3件分について除外することになります。(オ)②、(オ)③がある場合も同様に除外して計算をします。
6. 80%を超えている場合の「正当な理由」(カ)のときで、意見・助言を受けている事例が1件でもある場合は次のとおり計算します。
(例) 居宅サービス計画数:102件
訪問介護事業所への位置付け:82件(意見・助言を受けている事例が1件あり)
 $81(=82-1) \div 101(=102-1) \times 100 = 80.1\% \rightarrow$ 減算
※助言を受けている1件分について除外することになります。